

清水町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により他者とのコミュニケーションを図ることが困難となった高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援し、健康増進、認知症予防等に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、清水町内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する聴力又は平衡機能の身体障害に関する指定医師（以下「医師」という）により聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要と証明された65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者のほか、町長が特に必要と認めた者とする。

- (1) 両耳又は片耳の聴力レベルが中等度難聴（平均聴力レベル40デシベル以上70デシベル未満）の者
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者

2 助成は対象者1人につき1回を限度とする。

(助成の種目)

第3条 助成の対象は補聴器本体とし、耳かけ型又は耳穴型とする。修理費及び付属品のみ集音機の購入は対象外とする。

(助成金の額)

第4条 補聴器購入費助成金の額は、購入費の2分の1以内とし、50,000円を限度とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 補聴器の購入費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耳鼻咽喉科を受診し、購入の前に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、受診時の診察、検査、意見書料は自己負担とする。

- (1) 補聴器購入費助成申請書（別記第1号様式）
- (2) 補聴器購入費助成意見書（別記第2号様式）
- (3) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、補聴器購入費助成決定（却下）通知書（別記様式第3号様式）により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、第5条第3号により提出した見積書（以下、「見積書」という。）に記載された補聴器を購入し、見積書を作成した補聴器販売業者に

支払った場合、速やかに補聴器購入費助成請求書（別記第4号様式）に、補聴器購入に係る領収書（写し可）を添えて町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があつたときは、当該請求に係る書類を審査の上、助成額を決定し、速やかに助成金を支払うものとする。

3 町長は、前項の決定をしたときは、助成金の振込をもつて当該交付決定者に助成金額を通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

補聴器購入費助成申請書

申請日 年 月 日

清水町長 様

(申請者)

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

続柄 ()

次のとおり補聴器購入費の助成申請をいたします。

対象者	住 所	清水町
	氏 名	生年月日 年 月 日
補聴器の種類	<input type="checkbox"/> 耳かけ式 <input type="checkbox"/> 耳穴型	
補聴器の金額	円	
希望する補聴器 の販売業者名	名 称	
	所在地	
	電 話	
備考		

清 保 在 号
年 月 日

様

清 水 町 長

補聴器購入費助成決定(却下)通知書

先に申請のありました清水町高齢者補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

対象者氏名	
<input type="checkbox"/> 助成決定	先に提出した見積書に記載された補聴器を購入し、同封の補聴器購入費助成請求書(別記第4号様式)にご記入の上、補聴器購入の領収書(写し可)を添えて提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 助成却下	理由

